

学校法人 木村学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人木村学園と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府大阪市天王寺区勝山4丁目5番6号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、私立専修学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
大阪電子専門学校 工業専門課程

第3章 役員および理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の4分の3以上の議決により理事会において選任する。

理事長の職を解任するときは、第10条に準ずる。

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪電子専門学校長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者
3人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者
2人

2 前項第1号および第2号の理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 役員のうちには、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が

3分の1をこえて含まれてはならない。

- 4 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に法人の役員又は職員でなかったときは、その再任の際現には法人の役員又は職員でない者とみなす。

(監事の選任および職務)

第7条 監事はこの法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、理事会・評議員会の同意をもって理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

- 3 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、これを大阪府に報告し、または理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。

- 4 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。この条間において同じ）の任期は、4年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあつてはその職務を含む）を行う。

（役員の補充）

第 9 条 理事または監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第 10 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（役員報酬）

第 11 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員報酬等については、役務と職責に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（理事会）

第 12 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の

議長は、出席理事の互選によって定める。

- 1 0 理事会はこの寄附行為に別段の定がある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 1 1 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面を以ってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 1 2 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 1 3 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定)

第13条 この法人の業務は理事会で決定する。

(役員職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事（理事長を除く）は、この寄附行為の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、またはその職務を行う。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かねばならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第19条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は13人の評議員をもって組織する。

- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
ただし緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の3分の2以上の出席がなければその会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
- (1) 予算及び事業計画
 - (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (8) 寄附金品の募集に関する事項
 - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者3人。
 - (2) この法人の設置する学校を卒業したもので年令25年以上のもののうちから理事会において選任した者3人。
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者7人。
- 2 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係がある者の数または評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第24条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産および会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備または、これらに要する資金とし財産目録中基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし財産目録中

- 運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算および事業計画)

第32条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成して、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、理事長において監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算剰余金を生じたときは、その一部または全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、または次会計年度に繰り越しするものとする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後、2ヶ月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。

- 2 この法人は前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、在学者その他利害関係人から請求があった時は、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公開)

第36条 この法人は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の許可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後4週間以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散および合併

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 大阪府の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては大阪府の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては大阪府の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合は除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人（又は国・地方公共団体）に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第43条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (3) その他の必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は学校法人木村学園の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他、この法人および、この法人の設置する学校の管理および運営に関し、必要な事項は理事会が定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	木 村 實
理 事	木 村 満 崑 子
理 事	辻 本 喜 好
理 事	田 中 信 孝
理 事	南 俊 夫
監 事	上 村 国 雄
監 事	前 田 世 津 子
2. 第23条第1項第2号に規定する評議員は該当するのがあるまで、同条同項同号の規定にかかわらず、本法人の設置する学校の卒業生の父兄、または生徒の父兄をもって補充選任するものとする。
3. この寄附行為は大阪府知事の認可のあった日から施行する。
4. この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。
5. この寄附行為は平成20年4月1日から施行する。
6. この寄附行為は平成24年4月1日から施行する。
7. この寄附行為は平成25年5月31日から施行する。
8. この寄附行為は平成29年5月31日から施行する。
9. この寄附行為は令和2年4月1日から施行する。